

平成二十八年 9 月 1 日付けで経済産業省宛てにいただいておりますご質問に付きましてご回答したいと思います。

項目 6 項目ございまして、1 項目、2 項目めにつきましては、資源エネルギー庁資源エネルギー課、3 項目目から 6 項目目までにつきましては、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課の方から回答させていただきます。

まず一つ目の項目につきましては、欧州において風力発電開発を行う地域をゾーニングし、風力発電の導入を進めていることは把握しております。一方、我が国では、風力発電開発の為に特定地域のゾーニングは行われておりませんが、環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続きの中で、住民意見や都道府県知事意見等を十分に踏まえた上で、発電事業者において必要な環境保全措置の検討や事業計画の修正等が行われているものと認識しております。また事業者において、環境の保全について適切な配慮がなされるよう必要な事項については経済産業大臣勧告をすることとしております。

2 番目の項目につきまして、風力発電事業により環境振興を図る地域もあり、風力発電事業が地域産業に経済的悪影響を与えるとは一概には言えないことから発電事業者と地域の関係者等が十分に話し合い、利害の調整が成された上で各地域に風力発電が導入される必要があると認識しております。

3 番目の項目につきまして、隣接する地域に他の事業者の風力発電事業が計画されている場合は、必要に応じ先行した事業の調査予測及び評価の結果も踏まえて審査することとしております。

4 番目の項目。準備書の編成期間は、電気事業法に基づき事業者が準備書を届け出てから 270 日以内と規定されており、全ての事業者の準備書が提出された段階で審査を行うことは困難なことをご理解下さい。

5 つ目の項目です。審査期間の迅速化は平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された、「規制改革実施計画」及び「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議中間報告(平成 24 年 11 月環境省・経済産業省)」に基づき行っているものです、また(3)で述べましたように、隣接する地域に他の事業者の風力発電事業が計画されている場合は、必要に応じ先行した事業の調査、予測及び評価の結果も踏まえて審査することとしています。

6 番目の項目です。環境影響評価手続きは野生生物への影響などを回避、低減する為に行っているものであり、国が認可するものではなく発電事業者において、事業にかかる環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響評価を総合的に評価することを言います。仮に、現時点で予期できない何らかの重大な影響が発生すれば、事業者が適切に対応することになる、と認識しております。

以上が回答となります。